

京都市消防学校跡地活用計画審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市消防学校跡地（京都市伏見区深草越後屋敷町17番外3筆）の売却先事業者の選定を行うため、京都市消防学校跡地活用計画審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項、審査基準に係る事項
- (2) 売却先事業者の選定に係る事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から平成24年10月31日までとする。

(委員長及び職務代理者)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員長は、会議の議長を務めるものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、第2条第2号に関わる事項を審議する場合には、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、京都市行財政局財政部財産活用促進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。